

～自転車事故防止対策～



最近、自治体で自転車に対して損害保険の加入を義務付ける動きが広がっています。

自転車事故による高額賠償請求事例が全国各地で散見されるなど、自転車の事故に対する「**社会的な責任の重み**」が増してきています。事故防止の万一の際の賠償責任に備えることが大切です。

■自転車に損害付保を義務付ける自治体も！

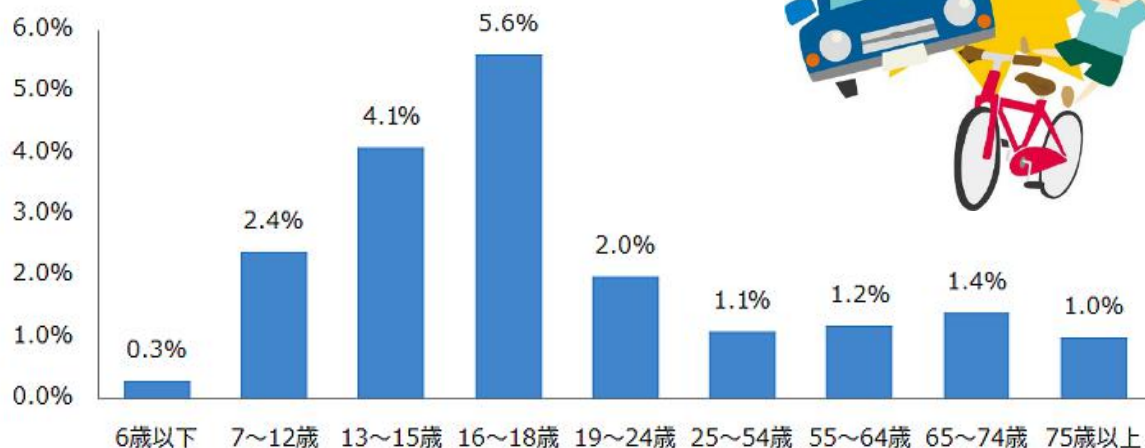
兵庫県で平成27年10月から自転車損害賠償保険等への加入を義務付けたことを皮切りに、大阪府や滋賀県、鹿児島県、埼玉県、京都府でも自転車保険の加入の義務化の動きが進むなど、自転車事故および事故の防止に関心が高まっています。しかし、まだまだ自転車事故については自動車ほど安全対策が徹底出来ていないのが実情です。

■高額化する損害賠償金！

2017年12月に、女子大学生が、スマートフォンを手に持ちながら電動アシスト自転車を運転し、77歳の女性歩行者に衝突して死亡させたことは大きな話題になりました。事故当時、この大学生は左手に飲み物を持ちながらハンドルを支え、左耳にはイヤホンをしていたということです。自転車の事故の加害者に高額な賠償判決がなされることもあります。**男子小学生が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の62歳の女性と正面衝突し、女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態になった事故では9,521万の損害賠償が求められました。**

こうした賠償責任は、未成年といえども責任を免れることはできません。

【年齢層別の千人当たりの自転車事故頻度】



4月1日から岡山市で自転車保険加入が義務化

■被害者の保護と加害者の経済的な負担軽減が目的!

自転車先進都市を目指す岡山市でも、令和3年4月1日から自転車条例が施行され、市内で自転車を利用する人すべてに「自転車賠償保険への加入」が義務づけられます。



■ルールを守った運転と万一の際の備えを!

警視庁の統計によると、平成29年中の自転車事故件数は9万407件でした。依然として高水準での発生件数となっています。ルールを守り、無理な運転をしなければ自転車事故を防ぐことができます。

「一時停止と安全確認をしっかり行う」

「夜間は必ずライトを点灯する」

「道路は並んで走らない」

「傘をさしながら運転はしない」

「飲酒運転はしない」

「信号は正しく守る」

「二人乗りをしない」

「携帯電話を使用したりイヤホンをかけたりしながら運転はしない」

といったことを徹底するようにしましょう。

自転車保険のご相談は
任せて安心
保険のアイケーへ

自転車利用の主な交通ルールと違反した場合の罰則

○飲酒運転はいけません	5年以下の懲役 または100万円以下の罰金
○携帯電話を使用したりイヤホンをかけたりしながらの運転はいけません	5万円以下の罰金
○夜間は必ずライトを点灯しましょう	
○傘をさしながらの運転はやめましょう	
○不良整備で運転してはいけません	2万円以下の罰金 または科料
○道路は並んで走らないようにしましょう	
○二人乗りをしないようにしましょう	3か月以下の懲役 または5万円以下の罰金
○一時停止と安全確認をしっかりと行いましょう	
○信号は正しく守りましょう	

人物ファイル

長野 博昭 ナガノヒロアキ（長崎県佐世保市出身・67歳）

◇ 入社日 : 2013年（平成25年）2月26日

◇ 好きな言葉 : 桜梅桃李

◇ 趣味 : 旅（気心の知れた仲間4、5人と）

◇ 今後の抱負 : コロナ禍で大変な時代ですが、積み上げて来た32年の経験を活かし、一つひとつの事態に的確に対処して、お客様の為に努力して参りたいと思います。

